

## 地域組織のあり方検討に関する取組について

### 1 地域組織のあり方検討の取り組み

本市では、平成20年を協働のまちづくり元年とし、まちづくり協議会の設立を呼びかけるとともに、助成金の交付や関係者を対象とした研修会を開催するなど必要な支援を行ってきました。

それから10年以上が経過し、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、地域のつながりの希薄化など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域によっては、人材や資金の不足など組織や活動の維持存続に不安を抱えておられる状況があります。

このような状況を踏まえ、地域と共に地域組織のあり方の検討を進めており、平成29年度に実施したアンケートや意見交換、平成30年度に実施したモデル地区との話し合いやフォーラムの結果などを踏まえ、希望する地区を対象として地域組織の見直しに向けて取り組んでいます。

### 2 地域組織支援モデル事業（試行的な制度）について

#### (1) 事業概要

- 目的：地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために「学びの成果を生かした住民主体の地域づくり」を実践する地域組織を支援する
- 内容：まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化  
まちづくり協議会と地区公民館に関連する補助金等の一括交付
- 実施状況：モデル事業の導入を希望された3地区（明治・用瀬・佐治）において、令和元年度から実践中

#### (2) 運用状況（ヒアリング結果）

令和2年12月、2年目の取組状況についてヒアリング（意見交換）を実施しました。

##### 《ヒアリング結果》 ※抜粋

- ・補助金が1つにまとめられ使用できる金額に自由度が増したことで、事業を検討するときに金銭面に縛られるということが無くなった。必要なモノへお金を回すことができている。
- ・会議回数は増えているが、自分たちで事業を作っているという意識が見え始めている。
- ・住民（まち協会員）主体の活動となるよう意識づけは考えていけないといけない。
- ・申請関係が1つとなり、市費処理などの事務量が減った。
- ・様々な団体がそれぞれ活動をしており、各団体で活動できているものは、まち協に包含する（一括交付金に含める）必要はない。
- ・交付金はメニュー化をし、モデルケースを作って取り組んでいくところに支援してほしい。
- ・一括交付に関しては、デメリットはないと思っている。

⇒ ヒアリングの結果、令和元年度の検証結果と同様に、組織の一体化と事業資金の一本化が、各地域の目標に向けたまちづくり及び地域課題の解決に一定程度、寄与することが確認できました。

#### (3) 今後の取組（案）

- ・組織の一体化と事業資金の一本化を希望する地区において、令和3年度から一括交付金制度を導入できるよう調整を進めます。  
※新規に制度導入を希望する地区：4地区（令和2年12月末時点）
- ・モデル事業（一括交付金制度）を試行から本格運用へ移行するため、新たな要綱作成など制度構築に向けて取り組みます。
- ・地域福祉や地域活性化等に関する類似の補助事業を精査するとともに、新たな地域課題に対する先進的な取組事例には支援メニューを拡充できないか検討します。
- ・今後も、各地域がそれぞれの判断によって、地域の実態に即した制度（既存制度含む）を選択可能となる仕組みをめざします。

# 佐治町コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入について

## 1 これまでの取り組み

本市では、地域組織支援モデル事業（組織・補助金等の一本化）と並行し、地域における学びとコミュニティ活動の拠点となる地区公民館の機能や運営形態について、関係団体や地区公民館、外部委員会等との意見交換を行ってきました。

そうした中、モデル事業に取り組んだ佐治地区（佐治まちづくり協議会）から佐治町コミュニティセンターの管理運営事業の受託についての意向が示され、令和3年度から指定管理者制度を活用した地域組織による施設管理と主体的で自立性のある学びの成果を生かした地域づくりの取組を促進することとしました。

## 2 指定管理者制度の内容等

### (1) 地域組織による運営により期待される効果

- ① 地域の実態や課題解決、地域づくりの視点を踏まえた主体的で自立性のある運営、コミュニティ活動の拠点となる施設の実現
- ② 地域組織による柔軟でより効果的な施設活用・運営による住民福祉の向上
- ③ 地域課題に対応した生涯学習・社会教育を基盤とした、学びの成果を生かした住民主体の地域づくりの促進

### (2) 業務内容

施設の適切な管理運業務に加え、コミュニティ計画に基づく地域振興・福祉・防災対応などの各種地域事業の支援。それらの事業の基盤となる生涯学習・社会教育事業の提供（従来の地区公民館機能）

### (3) 指定管理者

- ① 選定方法 指名指定
- ② 事業者名 特定非営利活動法人 さじ未来（佐治まちづくり協議会事務局）
- ③ 指定期間 3年間（令和3年度～令和5年度）  
1 1月の指定管理者選考委員会を経て1 2月議会において指定議案を可決

### (4) 事業費等

指定管理業務に要する費用（人件費、一般管理費、施設管理費）は指定管理料としてNPO法人さじ未来が受理し、必要な人員はNPOが雇用します。

なお、地区公民館機能の円滑な実施のため、本市の公民館関係研修への参加や専門性を持った職員（社会教育士等）の配置を義務付けています。

まちづくり事業及び生涯学習事業の実施に要する費用は、指定管理料に含まず、これまでどおり一括交付金としてまちづくり協議会に支出します。一括交付金の使途決定及び管理はまちづくり協議会が行い、NPOは指定管理業務としてまちづくり協議会の活動を支えます。

## 3 今後の取り組み

佐治町コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入について、モニタリングやまちづくり協議会へのヒアリングなどを通じて評価・検証を行います。

その成果を各地域と共有し、引き続き対話を重ねながら、地域のニーズや実態、特性に応じて選択可能な制度となるよう見直しを進めます。

### 《市の取組み方針》

今回の地域拠点施設への指定管理者制度導入は、地域が「地域の維持発展と活性化に寄与すること」を目的として取り組むまちづくり事業の一環として、地域の希望に沿った地域運営をめざすものであり、全市一律に進めるものではありません。

今後も地域と対話を重ね、各地域がそれぞれの判断によって、地域のニーズや実態、特性に応じた運営手法を選択できるような柔軟な仕組み（制度）をめざします。

## 4 関連する条例の改正

### (1) 鳥取市公民館条例の改正について

#### 【事務局案】

鳥取市公民館条例を改正し、佐治地区公民館の項目を削除します。

⇒現行は、1つの建物に「鳥取市公民館条例」と「鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例」が適用となっていますが、令和3年度から「鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例」のみとします。

※これまでどおり指定避難所とします。

※各施設の設置目的

公民館条例：鳥取市における社会教育を振興し、住民の福祉を図るため

コミ施設条例：地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与するため

(社会教育は、指定管理業務として担保します)

※令和3年2月議会において公民館条例の改正議案を上程する予定

#### 【改正理由】

- ① 公民館機能を指定管理業務に含め、コミュニティセンター機能を充実させるとともに条例との整合性を図るため

地区公民館職員の人件費をコミュニティセンターの指定管理料に含めており、地区公民館に職員を置かないこととしますが、公民館条例第4条に公民館に次の職員(館長、主事その他必要な職員)を置くことあり、整合性を取る必要があります。

なお、佐治地区公民館は佐治町コミュニティセンターと同一建物であり、施設の維持管理費は指定管理料に含んでいます。また、生涯学習事業費は一括交付金の一部としてまちづくり協議会に支出します。

- ② 施設活用における社会教育法による制限に対応するため

指定管理業務として指定管理者が公民館事業(生涯学習・社会教育)に取り組むとともに、社会教育法で制限されている収益事業に並行して取り組むことで、可能な限り地域で自立した施設運営をめざします。

### (2) 鳥取市自治基本条例の改正について

#### 【事務局案】

鳥取市自治基本条例第30条に基づく見直しを図るため、鳥取市市民自治推進委員会からの答申を踏まえて条例を一部改正します。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 第13条<br>5 市長は、地区公民館等をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。 | 第13条<br>5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。 |

#### 鳥取市自治基本条例

第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。

#### 【改正理由】

現在の条文では地区公民館がコミュニティ活動の拠点施設として位置づけられていますが、鳥取市が平成29年度から実施している地域組織のあり方検討を進め、地区公民館以外の施設(コミュニティセンター)もコミュニティ活動の拠点とする予定です。

多様化する地域活動の動きを踏まえ、地区公民館以外の施設も重要なコミュニティ活動の拠点として位置付けることができるよう、条文の文言を改正するものです。

※令和3年2月議会において自治基本条例の改正議案を上程する予定